

産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市北区大鳥居町533番地1
名称 有限会社北部産廃
代表者氏名 代表取締役 野原 真藏

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 大西 一史

熊本市長

許可の年月日 令和2年(2020年)9月18日

許可の有効年月日 令和7年(2025年)9月17日

1. 事業の範囲

事業区分		取り扱う産業廃棄物
中間 処 理 業	焼却	紙くず、木くず、繊維くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破碎・選別	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破碎・選別・分級	木くず、金属くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり。

以下余白

3. 許可の条件

(1) 破碎機を稼動する場合は、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準を遵守するとともに、粉じん等により生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

(2) 日の出前若しくは日没後の作業は行わないこと。

(3) 破碎・選別施設（二軸移動式）と破碎施設（チッパー）は、同時に使用しないこと。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり。

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 「無」

以下余白

(裏面につづく。)

2. 事業の用に供する施設

(1) 設置許可(届出)対象外施設【設置場所:熊本市北区大鳥居町字射馬場524-1】

事業区分	産業廃棄物の種類	処理能力	設置年月日
焼却	紙くず、木くず、繊維くず(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白	1.56t/日	平成2年(1990年)8月27日 (平成22年(2010年)9月16日休止届受理)
破碎	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白	4.8t/日	平成2年(1990年)8月29日
破碎・選別 (二軸移動式)	木くず、金属くず(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白	4.01t/日	平成14年(2002年)7月24日
破碎 (チップー)	破碎・選別施設(二軸移動式)で破碎された木くずのみ(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白	4.0t/日	平成16年(2004年)6月4日

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年(1995年)9月18日 許可の更新及び代表者氏名の変更
 平成12年(2000年)7月21日 事業範囲の変更(無機性汚泥脱水の追加)
 平成12年(2000年)9月18日 許可の更新
 平成14年(2002年)7月24日 事業範囲の変更(木くずの移動式破碎施設の追加)
 平成16年(2004年)6月4日 事業範囲の変更(木くずの移動式破碎施設で処理する品目に金属くずを追加。又、木くずの分級施設(二次破碎施設)を追加)
 平成17年(2005年)1月21日 事業範囲の変更(木くずの移動式破碎施設で処理する品目に廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を追加)
 平成17年(2005年)9月18日 許可の更新
 平成18年(2006年)6月23日 代表者の変更
 平成19年(2007年)1月31日 事業区分から管理型処分場を削除(管理型処分場の譲渡)
 平成19年(2007年)9月5日 事業区分から脱水施設を削除
 平成22年(2010年)9月16日 焼却施設の休止
 平成22年(2010年)9月18日 許可の更新
 平成24年(2012年)4月24日 住居表示の変更
 平成26年(2014年)6月30日 安定型最終処分場の埋立面積の変更(旧面積15,299㎡)
 平成27年(2015年)9月18日 許可の更新
 平成30年(2018年)8月17日 安定型最終処分場の埋立処分終了届受理
 令和2年(2020年)9月18日 許可の更新
 令和3年(2021年)6月10日 事業範囲の変更(最終処分業(安定型埋立)の廃止)
 以下余白

